



# 連合奈良 西和地域協議会 地協ニュース

NO. 65

2019年 10月11日 (金)

大和郡山市南郡山町 554-1

西日本電信電話奈良大和ビル内

連合奈良西和地域協議会

代表者 内藤利彦 編集者 仁田 実

## 10 月度 「連合奈良の日」 街宣行動

とき：2019年 10月7日 (月)

場所：JR郡山駅

### 奈良県の地域別最低賃金は時給 837 円

(10月5日より)

最低賃金は、国が法に基づいて定める最低額です。その金額を下回ると法律違反になります。

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。この額を下回ると法律違反となり、労働者は差額を請求することが出来ます。

派遣で働くには、派遣元ではなく派遣先の地域の最低賃金が適用されます。

#### あなたの給料、 最低賃金に追い抜かれていませんか？

・一時間当たりの金額に変換し、実際に比較しましょう

時給の人 時給額そのままOK

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間週の所定労働時間)

月給の人 月給額 ÷ (月給額一日の所定労働時間年間所定労働時間 ÷ 12)

歩合級の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」に相談ください。

「おかしいなと!?!」と思ったら

「なんでも労働相談ダイヤルへ」 0120-154-052



推薦議員の皆さんにもお手伝い頂き駅ターミナルでの街頭街宣を実施いたしました。  
その場で女性からハラスメントについての労働相談を受けました。